

平成26年6月18日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信		

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 大原功

3. 会議録署名議員

8番 三浦義光                      9番 横井昌明

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	伊藤久幸	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 税務課長	伊藤好彦
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	民生部次長兼 十四山支所長	佐野隆
民生部次長兼 介護高齢課長	八木春美	民生部次長兼 児童課長	渡辺秀樹
開発部次長兼 土木課長	竹川彰	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	服部誠	監査委員 事務局長	松川保博
財政課長	石田裕幸	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	橋村正則	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	平野進	保険年金課長	平野宗治

環境課長	鈴木浩二	健康推進課長	花井明弘
福祉課長	宇佐美悟	総合福祉センター 所長	佐野隆
農政課長	安井耕史	商工観光課長	羽飼和彦
都市計画課長	大野勝貴	学校教育課長	立松則明
生涯学習課長	半田安利	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書	記	浅野克教
書	記	伊藤国幸		

6. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第26号	海部津島土地開発公社の解散について
日程第3	議案第27号	弥富市税条例等の一部改正について
日程第4	議案第28号	弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第29号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第6	議案第30号	平成26年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

なお、大原功議員から所要により欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と横井昌明議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第26号 海部津島土地開発公社の解散について

日程第3 議案第27号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第4 議案第28号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第29号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第6 議案第30号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤高君） この際、日程第2、議案第26号から日程第6、議案第30号まで、以上5件を一括議題とします。

本案5件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

まず佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博。通告に従いまして、議案第27号弥富市税条例等の一部改正について、私の考え方と質問をしたいと思います。

私は地方自治に携わって44年になるわけですが、余り地方自治の立場から国政を論じることはいたしてきませんでした。しかし最近、特に私が感じるのは、何か安倍政権というのは何でも数があれば全てよしというような、大変危険な状態を私は感じておるわけがあります。特に、地方主権の時代でありますから、そうしたことを地方自治体もきちっと踏まえながら、何でも国のほうから示されたからそのとおりに動かなきゃいけないという考え方であっては、私はいささか残念だと思いますので、特に今回、日本の国は、少子化の問題等は以前に申しましたが、特に最近、格差が非常に大きくなってきておると。そして、その原因の中には、どうも私が理解できないようなことが大変多いわけがあります。

その一例を申し上げますと、今回の税制改正等、全て低所得者の人たちには大変厳しいものが多くなってきております。かといって、景気もかなり格差があるわけですから。今回の株主総会等でも、非常に大きな利益を上げておる会社もありますが、また余り利益が上がらない会

社もあるわけです。これは御承知のように、為替レートの関係から輸出産業は非常にいいわけですが、輸入産業は大変厳しいという現状もあります。

そうした中で、何でもアベノミクスで全てがいいような考え方をもし日本の国民がみんな受け取ったとするならば、これは大変なことであります。今、最も大きな問題は、そうした点から非常に危惧をしておるものの一つに、私は税制改正が大変問題だと思っております。

そこで、今回は法人市民税、この法人税割について税率が減になるわけでありますが、弥富市においても大変今厳しい財政状況だと、これはもう市長は常にそういう観点から議論をしておられるわけでありますが、まさにそのとおりだと私は思っています。

そういう中で、こうした法人市民税が減額になった場合、まず対象法人数というのは何社あるのか、それから市としてのこの減額による影響金額はどのぐらいになるのか、減額分の補填の方法はあるのかどうか、まずこの3点について質問をしたいと思っておりますので、市長あるいは担当者のほうから、現状について聞かせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今回の改正によりまして、法人市民税の法人税割の税率が12.3%から2.6%引き下げられ9.7%となるということに対する影響等の質問でございますが、まず法人税割の納付対象法人数につきましては、平成24年度と25年度、これがともに約800件でございます。

それで、影響額につきましては、平成24年度では約7,000万円、平成25年度では約5,600万円の減額となるということでございます。

それで、どのように減額分が補填されるかということにつきましては、現在の地方交付税の算定基準に基づきますと、基準財政収入額の減額分の4分の3が交付税として交付されるということになりますので、平成25年度で考えますと5,600万円の4分の3、4,200万円が補填されるという形になります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 弥富の場合には、対象法人数が800件ということですが、これは言い方は悪いですが、前からずっとここにおられる法人数、それから特に西部臨海工業地帯等ができて新しく入ってこられたのがかなりあると思うんですが、西部臨海工業地帯等の企業、あるいはまたそれに隣接するようなどの企業の対象は、大体この800の中のどのぐらいに当たりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） その800件の内訳が、港湾区域かそれ以外の区域かにつきましては区分けの資料を今持ち合わせてございませんので、またわかれば後ほどお答えさせていただくということをお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今まで、特にここ数年来、たしか平成16年だったと思いますが、からずっと西部臨海工業地帯等の新しい企業の入植に対しては固定資産税の減免措置をとってきておりますね。そういう市としての一つの誘致の好条件を示す、そういうことも示してきておまして、さらにその上に法人税率が減額されるということになると、これはやはり私たち市民感情からしても余りにも優遇過ぎるんじゃないかと、こんなようなことを感じずにはいられないわけでありまして。

そして、今度はその補填ということで、大体交付税でということですが、弥富の場合には交付税の算定も弥富だけだと不交付団体になるくらいで、合併してある程度の交付税をもらっておるわけですが、交付税に頼るとするのは非常に弥富の場合にはこの依存度が大変低くなってきておりますから、これは大変私は、計算上はこういうことになるかもしれんけれども、実際の収入面からいくとかなり厳しい状況になるんじゃないかなあと、こういうようなことも感ずるわけでありまして。

しかし、これは政府の一つの方針でやってきたということでもありますから、もしこの条例案を、やっぱり地方主権である以上、否決をしたとするとその影響はどういうようになるのか、一遍聞かせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今回の法人市民税の法人割の税率につきまして、仮に否決された場合には12.3%のままとなるという中で、今回地方税法の改正によりまして、要は標準税率より高く税率を賦課する場合にも制限がございまして、その制限税率が12.1%に改正されます。

ですから、その制限税率を超える12.3%では課税できませんので、否決されたらまた提案させていただくことになるということでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 12.3を今回12.1ということになるわけなんです、そうした場合には、例えば政府のほうからそうした法人税の減額をしなかった場合には、特別な政府からの何か対応というか、圧力というか、そういうようなことはあるのかなのか、その点についての展開はどういうように考えるべきか尋ねたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） そもそも税法で加えられておる税率以上の税率というのは賦課できませんので、これは税法違反となります。

そうしたときにどういったことになるか、その課税自身が違法という形になると思っております。ですから、圧力云々ということに関してはわかりませんが、その賦課は無効という形になる

というふうを考えております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうすると、12.1でやった場合には違法ではないわけですね、一応。12.1で行く場合と9.7で行く場合と、これは今回の税制改正では要するに9.7にすべきだと、こういうことなんです、これを12.1で行った場合に、特別な、要するに圧力ではなくても例えば処分とか何か、そういうようなことにはなるのかどうか。あるいはまた補助金等が影響するのかどうか、交付税は当然でしょうけれども、そういう点は考えられるのかどうかということをご確認したいと思うのであります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 税率につきましては、標準税率と制限税率という形でございます。多くの自治体が標準税率で賦課している中で、制限税率で課税している団体の中にはあるということがございますので、制限税率の範囲内であれば別にそれはそれで市の意思でございますが、ただそういったことが要は法人のほうから御理解いただけるかどうかですね。そういう問題はあります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 対象者の法人の方々の理解が得られるかどうか、こういう問題であって、例えば12.1で行っても特別な影響はないと、こういうように考えてもいいわけでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 12.1の制限税率の範囲内でしたら、それはそれで一つの考え方で、その考え方を市としてとるかどうかは別にしまして、一応税法の範囲内ではあるということでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 制限税率の範囲内であれば、一応いいと。ただ、法人の方々が、9.7になるべきものが制限税率の中にあつて我々は高いという不満が出る可能性があると、こういうように解釈すればいいわけですね。そういうことじゃないですか。

○議長（佐藤高清君） 総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 法律で決められた制限税率の範囲内であれば、そうやってそういう税率を条例で定めて課税することは制度上は可能でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私、何でもかこういふことを言うかということ、今本当に低所得者の人たちは年金の問題だとか、これからまた国民健康保険の問題だとか、いろいろなもので大変厳しい経済状態というか社会情勢なんですよ。

こういう中で、一方ではそうした法人の方々は大変優遇されていくイメージというのは、これはやっぱりよくないと、これは私の判断です。だから、市長会等も、地方主権の時代なんだから、もうちょっとそうした点で言うべきことは政府にもきちっと言える、そういう地方自治体にならないかと、私はそういうふうに思っておるんです。ですから、今回の意見書の問題も私は賛成をしておる一人なんです。今の集団的自衛権の問題、あるいは原発の問題も、意見書として私は賛成をしておるんです。

ということは、今の特に国政に携わる人たちは戦後生まれの人で、私たちのように戦前・戦時中、戦後という時代を苦しみながらも渡ってきた者たちの本当の気持ちというか、本当の生活状況というのがわかってない人が多いのです。ここは私はもっと、地方主権であるから地方自治体から声を上げないかと、こういう私は今考え方を持っております。

私は、別に政党はどここの政党にも入っていません。県会議員をやっておったときには新進党に籍を4年間置いただけで、私はあとは政党にはどこにも所属していません。私はまさに本当のリベラルです。そして、やっぱりいいものはいい、悪いものは悪いと言える政治を私は目指してきたつもりであります。ですから、是々非々で今でも臨んでおりますが、地方自治体はもっとそういうことをしっかりとお互いにみんなが考えて、これから政治、行政に携わっていくようにあるべきだと、私はこう思っておりますので、特にその点について、やっぱり言うべきことは言える地方自治体になってもらいたいと、こういうふうに思いますが、市長どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員のほうから示唆に富む御意見をいただいておりますが、私どもの本6月議会には、法人税率の改正という形の中で議案を提案させていただいております。

法人住民税、市民税という形の中で提案させていただいておりますが、今国のほうでも法人税率という形の中で、また一方では、非常に大きな軽減策を来年からスタートしたいというものも言われておるわけでございます。

この法人税率については、20%台まで引き下げてくるという中で、企業の元気さ、成長戦略の一環としてやっていきたいということでございます。さらに、企業が成長することによってさまざまな税収が確保できる、あるいは外国企業等が参入してくれるという一つの思惑の中で、法人税率の軽減策も今あるわけです。

そういった形の中で、地方に対する税の軽減というようなことも、当然交付税の軽減というものが心配されるわけでございます。そうした形の中で、今回初めて東京で、全国市長会の中でお話があったわけですがけれども、地方六団体の中での全国市長会という一つの枠があるわけですがけれども、森会長が安倍総理のほうに、今回初めてそういう全体の問題の中でこ

の法人税率という問題、あるいは法人住民税という問題に対して、地方に交付税の軽減がないようにという形の中で、全会一致で申し上げてきたというところでございます。そのような御報告を受けておるわけでございます。

私たちもこれから今までの税収という形の中では、この法人税、そして固定資産税というところが非常に大きなウエートになってきます。そうした形の中でのさまざまな税の軽減ということがあってはなりませんので、我々としてもこれについてはしっかりとやっていかなきゃならないと思っております。

しかし一方では、企業も大変厳しい状況、日本という一つの枠の中では税率の高い枠ということがありますので、そんなようなことも今議論されておるわけでございますけれども、しっかりと全体の動きとしては注視していかなきゃならないと思っておるところでございます。ありがとうございます。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 最後に要望として申し上げたいと思いますが、今、地方自治体は、私がおとついても言いましたように、安全で、しかも活力のあるまちづくりをどうするかと、みんな知恵を絞って今一生懸命、財源もできるだけふえるようにとみんな今努力をしておるわけですね。

そういう中で、やっぱり努力をしたまちは交付税がどんどん減って行って、そして努力をしなくても交付税が来るからいいわというようなあぐらをかくようなまちがあっても、これは私はいかんと思えます。やっぱりお互いに努力をしておる、その努力が認められるような、そういう政治でなければいかんと思っておりますので、弥富も今のそういう活力に満ちたまちづくりということを私はこの前も提言させていただいたわけですが、そういうような中で私は地方主権であるということの認識をしっかりと持ってやっていただきたいと、こういうように要望して終わります。

○議長（佐藤高君） 次の質疑の三宮十五郎議員のほうから参考資料として配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますのでよろしく願いいたします。

次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 5番 三宮でございます。

おはようございます。通告に基づいて質問をさせていただくわけでございますが、実は先日の一般質問とかかわる問題で、特に国民健康保険であります、通告を出しておりますので、この通告及び予算執行上の問題も兼ねまして、少し複雑になりますが質問をさせていただきますので御了解いただきたいと思えます。

まず最初に、国民健康保険の特別会計に県の独自の支援だとか国への支援強化をあわせて強く求めることについて、市長にお尋ねさせていただきます。



もともと国民健康保険特別会計は、以前は事務費の一部も含めて国の負担金は直接市町村に負担金、補助金として支出されるという仕組みがございましたが、ある時期から交付税の算定基準に算入をするようにしたということで、交付税の総額はそんなに変わらないのに国民健康保険の特別会計への支援というのは非常に複雑なものになりました。

そして、愛知県はかなり以前から市町村に対して、法律の定め、以前は県の市町村に対する支援というのは法制度上なかったわけでありますから、県の独自支援、法定外支援ということで一定の補助金を支出しておりました。

例えば、一番この制度のピークのときは、平成9年でございますが、全県でたしか約28億円ほどの支出がされていたと思いますが、弥富市は当時、加入者1人当たり1,216円の県からの支援が行われておりました。

当時、既に国民健康保険会計につきましては交付税算定とかそういうことがもうされていたわけでありますが、それでも老人保健特別会計と国民健康保険特別会計がありまして、各健康保険の加入者は、初めは65歳以上、途中からだんだん繰り上げて70歳以上にしたり、あるいは65歳以上の障がい者の皆さんもそこに加えるというようなことが愛知県では行われておりますが、そういう中で、例えば平成9年の1人当たりの国民健康保険特別会計の老人保健特別会計の負担金も合わせた事務費を除く総費用というのは17万1,586円でございますが、既にその当時で税金として1人当たり7万8,662円、市の法定外負担、要するに本来は国保税で国が払えと言っておる分を負担している額が1万308円で、国民健康保険特別会計の実際の費用、特に保険給付費のうちの約52%を、もう既に保険税相当分として国民健康保険の加入者と市が法定外負担で負担をするという制度になっておりましたし、近年、特に老人保健制度がなくなったことや後期高齢者医療制度等が発足した関係もございまして、74歳までを国民健康保険の加入者として、そこに対しては直接弥富市がお払いをします。そのかわり、国や他の制度からも負担がされるというようなことがありまして、非常に複雑な仕組みになっております。

それに対して、県は2014年度の予算から、今年度の予算から市町村に県が独自で交付してきた事業補助金を廃止されました。1997年度には28億円あったこの補助金は、県の財政事情等で年々削減をされてきましたが、25年度の事業評価書、これは愛知県のものですね。その必要性について、国民健康保険事業は年々医療費が増大する一方、産業構造の変化等により高齢者や低所得者の加入割合が増加し、大変厳しい状況にある。県は保険者である市町村と国民健康保険組合に対し、助言、指導、監督する義務があり、健全運営するために支援する必要があるとして、本補助金は必要性は高い、県民にニーズは増大している、休廃止の影響は大きいと評価しながら、打ち切りました。

また、26年度の国の施策、取り組みに対する愛知県の要請の中では、市町村国保の状況は

65歳から74歳の被保険者の割合が32%、無職者の割合が41%、年間所得200万未満の割合が70%と現状を示した上で、医療費に見合う保険税の確保が困難であるという構造的な問題を抱えており、市町村は一般会計からの法定外繰り入れを余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫していると市町村国保の財政強化策を求めています。

こうした現状は当市でも同様であり、国による一層の支援拡充を求めることとあわせまして、県としても積極的な支援を行うよう、従来の支援を後退させないよう市長会や議会が手を携えて強く要請していく必要があると思いますが、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

今いろいろとお話の中で、県の支出金は基本的には法律で定められているという状況の中で、2014年度から廃止されてきたと。そして1997年までは28億という県の支出金があったという形であるわけでございます。県の財政事情という中で年々削減され、2014年から廃止というような状況に対して、これをどのような形で解釈するかということだと思えますね。

国保事業というのは、改めて言うまでもなくて、高齢化社会という形の中で医療費の増大というのは本当に大きな増大としてあるわけです。弥富市としても、大体104から105%ぐらいがいわゆる医療費の増大という形の中であるわけでございます。そういった厳しい状況にあるということで、どのように解釈していくかということだと思えます。

しかし我々としても、市町村としてはこの国保運営がスムーズに行くように、一般会計からも恒久的な形で、恒常的な形で繰り入れして国保運営をさせていただいておるわけですが、これもどのような状況の中でこれから高齢化社会がますます進む上において、あるいは医療費の増大という形の中において我々の財政も大変厳しくなってくるという形で、本当に国保運営が市町村という単位でやっていけるかどうか、今問われておるわけですが、そういった形の中のことも含めて、我々としては県とか国の財政的な支援ということに対しては、もちろん今三宮さんがおっしゃるように、我々の立場から考えてもぜひお願いをしていきたいということには間違いございません。

しかし、どのような状況になっていくかということに対して、この国保の制度を本当に抜本的に見直す時期が来ているということが言えるのではないかなあということをおきまつ。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 国や県に支援を求めていくということについては、今の状況は大変だから、それはまあ当然だろうということだと思えますが、問題はこういうふうになった大きい原因というのは、やっぱり少子・高齢化が急速に進んできたこと、それから雇用制度の

大規模な人件費の削減だとか、あるいは中小企業、下請に対する発注の切り下げによってとにかく大企業がひとり勝ちというような状態をつくり出して、働いても実際に若い人たちが結婚して子供を育てることができないような収入しか得られない人が大半を占めるとか、さらにこれに加えて、本来はちゃんと働いて家族を養えるような収入が保障されておれば、扶養家族として扶養される人たちも含めて今は後期高齢者でお金がなくっても負担をするような仕組みが一方につくられるとか、ますます本当に庶民にとっては耐えがたいような状況がつくり出されております。

その一方で、こんな厳しい業況の中でも24年度には、大企業は23兆円もの新たに内部留保をため込むとか、本当に先ほど佐藤議員も質問されましたが、税や社会保障制度の不公平の中で大多数の国民、あるいは日本の産業や雇用を支える中小企業というのはそういう深刻な状況に置かれている。

先日もNHKの朝の経済解説、7時前にやっておりましたが、以前は中小企業がなくなっていく割合というのは0.3%程度であったが、最近は毎年3%が当たり前という状態になっておって、本当にものづくりの土台や地方の産業の土台がなくなっていく。最大の理由は、大手の下請に容赦しない単価の切り下げと、もう1つは、輸出産業なんか今ぼろもうけをしておるわけでありますが、小さいところは結局、原料や材料、燃料、そういうものの高騰で要するにもう年々利益が減り続けて、それが今、年3%という割合で中小企業がなくなっていく、地方の土台がどんどんなくなっていくという深刻な状況がつくり出されておりますので、やはり今の法人税というのは利益の上がっているところにしか恩恵がないわけでありますからね。7割は払えないという状態にもかかわらず、そこに外形標準課税ということで従業員の給料だとか、そういうものを土台にしてまた税金をかけて、それをもうけたところへつぎ込んでいくと。

働く人たちがヨーロッパへ行くと、健康保険や年金の掛金はトヨタ自動車も日産自動車もみんな労働者の2倍払っていますよね。これで医療や年金や社会保障制度が成り立っておるわけでありますが、日本はその土台がどんどん崩されているというところに大きな問題があると思いますので、この辺を本当にいろいろ御苦勞されていると思いますが、国民、市民の一番間近な行政の長として積極的に市長会やいろんな場所で意見を出していただいて、国民のこんな政治は変えようという流れを大きくしていただくことを求めて、次の質問に移ります。

実は、弥富市の国民健康保険会計は23年度に大幅な引き上げが行われました。その直接の原因は、さきにも述べましたが国保の加入者の保険料負担が極めて困難になっていることに加えて、さらに低下が続き、国保税が予算に比べて平成22年度は5,700万円も減ったこと。もともと少な目に予算を組んでおりました国と社会保障制度などの均衡をとるための交付金、

それから74歳までの高齢者の医療費を国保会計が直接負担することによって発生します費用負担の高齢者対策費が合わせて予算よりも前年に比べて1億5,000万円も急に減ったこと。それが続くという前提で、大幅な保険税の引き上げが提案されました。

とても加入者で負担できる金額ではないということで、日本共産党市議団の申し入れなどもございまして、市当局も提案した後に厚生常任委員会などで協議を重ねていただいて、22年度分の決算を赤字にしないために、それまで既に当初の繰り入れで2億3,000万円を、要するに法定外負担ですね。国保税を上げないためにということで出しておりましたことに7,500万円の補正予算を追加して、22年度は国保税の値上げを抑えるための、市の今言っている独自負担を3億5,000万円まで支出できる補正予算が組まれました。

23年度分につきましては、2億円としておりました繰入金当初予算に対して不足が生じることを前提に3,000万円の補正予算を組むということが表明されて、値上げ幅を圧縮して、いずれも3月議会でそういう方向で私どもも賛成して可決が行われました。

ところが、23年度は国などの支出が予算に比べて2億7,000万円、22年度に比べて4億円、国保税が前年に比べても1億2,000万円以上増加したことで、3月議会での22年度分の7,500万円の追加の補正予算と、23年度必要なら、さらに3,000万円の追加補正を行うとしておりました支出は全てなくなり、なおかつ1億5,000万円を24年度に繰り越すことができました。その傾向は現在まで続いており、国保税の値上げを抑える市の独自負担は、23、24年度は2億円予算化され支出されましたが、25年度は1億7,000万円に引き下げて予算化をされましたが、実際の支出は1億円に引き下げられております。

22年度の国などの支出がなぜ特別に大幅に引き下げられ、翌年から大幅に回復されたのか、その理由はいまだによくわからないというのが市関係当局の私への本音のところでの説明でございまして、一時的に発生したこうした特別な財源不足であり、その後改善された状態が続いているわけですから、市の独自負担だけを引き下げ、値上げ分をそのままにするということは、国保加入者の現状を考慮すれば不合理であり、国保税の引き下げを行う、74歳までの医療費を負担する国保会計ですから、少なくとも2億円の独自負担を引き続き続けることを前提にしながら、財源の許す範囲で私は国民健康保険税を引き下げるべきではないかと思いますが、当局の御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 国民健康保険税につきましては、保険税、国庫負担金、その他の収入金を財源として保険給付を中心とする事業を行うものでございます。そのため、特別会計を設けて独立採算で経理されることになっております。

本市の国民健康保険の特別会計において、実質的な単年度収支は繰越金、国等への返還金、繰入金、基金への積立金の影響がないものとして計算したものでございますが、それを見ま

すと、平成22年度は2億7,500万円、平成23年度は1億2,800万円、平成24年度は3,100万円、平成25年度につきましては、まだ国等への返還金の額が確定しないため、過去3年間の国等への返還金の平均値が3,500万円と計算しますと1億2,300万円、いずれも赤字となっております。

また、国民健康保険税の賦課状況を見ますと、平成25年度における被保険者1人当たりの調定額につきましては弥富市は11万2,826円であり、愛知県市町村平均の11万3,311円とほぼ同じ額となっております、適正な税負担をお願いしていると考えております。

また、被保険者1人当たりの一般会計法定外の繰入金につきましては、弥富市の平成23年度から平成25年度までの3年間平均、これは平成23年度は2億円、平成24年度は2億円、平成25年度は1億円、これを1人当たりで平均しますと3年間の平均は1万4,207円となっております、平成24年度における愛知県平均は1万2,307円、これを上回っている状況でございます。また、医療費につきましては、平成24年度が対前年度比95.7%と、これは下がったわけでございますが、それを除いて毎年4%前後の伸びを示しております。

将来の医療費は推定が難しいものでございますので、法定外の繰入金の予算額を1億7,000万円として国保の財政を健全に運営していきたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、愛知県市町村平均の適正な税負担をお願いしていると考えております税率を引き下げれば、一般会計の法定外繰入金をふやさなければならず、そうしたことをすることにより、それだけ市の他の事業を削減しなければならなくなるものでございますので、税率を引き下げることは考えておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほど、三宮議員は国とか県に対する支援の拡充というお話もありました。

実は、御承知のように社会保障・税一体改革という形の中で、この4月1日から消費税の増税があったわけでございます。こういった形の中、国保における保険者への財政支出ということが、2,200億を投入していくということが今国が我々に対して約束をしていることでございます。これに対しては、500億円を保険料の軽減世帯に対して拡大をしていく、そして1,700億円を保険者の支援制度という形の中で投入していくということでございます。

これが恒久的にこれからずっとこの社会保障・税一体改革という形の中で国のほうから国保に対して、運営費として我々のほうに間違いなく恒久的にそういった形で財源の補填があるならば、これはそういう状況の中で保険税を考え直さなきゃならないとは思いますが。

しかし、これが最初はそういう形であったけれど、いつか消えてしまったということが先ほどの回答の一部ではないかなあとと思うわけですね。そういう状況の中のことがあってはならないと。社会保障・税一体改革ということについては、医療・介護・福祉という状況、子

育て支援という状況の中で、これをスムーズに運営していくためのいわゆる税一体改革であるということでございますので、我々としてはこの2,200億円に対しても早急に支出していただきたいし、あるいはこれを恒久的にしっかりと我々の国保の運営に対してお願いをしていかなきゃならないということが強く言えることだろうというふうに思っております。

そういう状況が継続的に続くならば、これは先ほども言いましたように保険税という形の中については一考を要していかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） もともと平成22年度にそういう深刻な事態になって、23年度から値上げをするときに負担し切れない額になっていると。実際に所得はふえていないのに、弥富市の国民健康保険税の1人当たりの、先ほどは調定額ということで言われましたが、実際には、この調定額というのは多分滞納分も含めた調定額でそんな額になると思いますが、平成22年当時までは現年度分の調定額よりも実際の皆さんが負担していただく税額というのは少なかったんですね。その後、徴税の強化が行われまして、23年度以降は現年度調定額よりも税収のほうにふえているという状態がこの3年間続いております。

そこを見ますと、実際に皆さんがどの程度負担をしているかというふうに見ますと、平成9年は1人当たり7万8,662円でありましたが、平成22年度はその後の改正がありまして8万7,407円でした。それが23年度の値上げで9万8,253円となり、24年度の負担額は9万9,460円、25年度の負担額が10万1,900円ほどになっているというふうに、まだ最終は出ていないからちょっとあれですが、ほぼ今見せていただいている資料の中ではそういう状況だというふうに思いますが、ほとんど所得がふえないか減っている中で、こういう税だけはふえてくると。

さっき市長がおっしゃられたように、当然医療費もふえておりますが、ただこのときに値上げせざるを得なかったのは、22年度の状態が続くということで、とりあえず市も出す、国保税も大幅に上げるということでやったんです。そんな負担は耐えられんということで、上げ幅を抑えると同時に市の負担額もふやしましょうという議論が行われたんですが、結局、このときの国の負担制度が、国自身もきちんと説明できないし、それは私たちの側もなかなかなぜそんなになったか。

愛西市や蟹江町はよく似たようなまちの形態ですので、私は行って決算書や予算書を見せていただきましたが、こんな大きい変動があったのは弥富だけなんですよ。それで、その状態が続くという前提で、やむを得ないだろうということで値上げしたわけではありますが、問題は、市側の説明では、どっちにしたって国保会計、本来は自前でやるんだから、赤字になっておるのならやっぱりそれは国保税を適切に上げていくと。県の平均でもそんなにということですが、これは調定額ですから実際の負担額はかなり違ってきますのであれですが、

負担額は相当以前に比べてふえてきております。

加えて問題は、この程度はやむを得ないだろうという前提で決めたんですが、実際には国のほうの支出の決定が、国だとか、それから制度の交付金、それから前期高齢者74歳までの人たちの医療費の増加分を国民健康保険の他のところから補填をしていただくと、こういうもので賄われる分が大幅に違ったことがそのときの値上げの一番の原因でありまして、その調整の中で行われたんですが、そうしたら当然、2億円の支出というのは、当時はだめなら2億3,000万円まで出しましょうという話で出発したことなんですよ。

それをまたもとへ戻して、もともと国保で負担するのは当たり前というのは、県自身の認識もそうですし、市や私たちの国保会計の現状からいったって、加入者の状況からいとなかなか負担できるものではないから国もしっかりしてもらわんと困るということを言っている状況の中で、やはり県平均を別に上回っておるわけではないということをやむを得ないといいますが、加入者の状況にもよりますよね。

例えば、割方年代構成が若い、働く人が多いところは高くなる仕組みになっております。それから、特に山間部なんかの所得の少ないところは、それこそ国からの負担金だとかそういうのが多いわけでありまして、国保税は相当安くなるんですよ。全県平均というのは、実際には実効負担率からいって高いレベルにありますので、そういうこともありまして旧来ずっとかなり一定の割合での負担をする状態が続き、しかもこの国保会計が直接高齢者の医療を負担する仕組みに変えられたこともありまして始めた負担でございますので、ここは今みたいな形で言えば、高齢者がふえ、医療費がふえればどんどん上げていくというんですが、収入がふえない中で上げておるということについて、私はしっかりお考えいただきたいということを、押し問答しておってもいきませんもんで、強く申し上げて次の質問に移ってまいります。

今回の改正に当たっての資料を要望しておきましたら、今お手元にも配付をされておりますが、1つは限度額の引き上げにより77万円を81万円ということで引き上げると。この制度につきましては、もともと先ほど問題にしておりました平成9年当時ですと、多分介護保険もない、後期高齢者医療制度もないもとの1世帯の最高限度額が53万だったですよ。今、国保の限度額がこれで81万円になる。後期高齢者医療制度の限度額は55万円か、ないしはもう少し高くなっているかなと思いますが、ここへ介護保険が加わって、本当にうんと所得がある人は別ですが、1,000万やそこらの所得の人ではなかなか払いづらいような現実、そうでしょう。そういうのを合わせて百何十万だとか200万近いような負担が1世帯で発生する人たちがあるわけでありまして、医療保険制度としてもなかなか成り立たないような、要するに全体の人たちの所得が低いことがあって、ある程度からの所得の人たちにはどっと負担がかかる仕組みになっていてという制度から考えると、本当に国がもっと負担をする仕

組みに変えていただくことが必要であります、それはそれで大きい問題であります、もう1つ、今回の改定では、その下のほうに軽減世帯の目安ということで、限度額が大幅というところとちょっと語弊がありますが、かなり引き上げられて改善されるということが市側からも先ごろ説明されました。

同時に、単身者はこれまでは7割軽減はあったけど5割軽減や2割軽減がなかったのね。これが5割軽減も2割軽減も所得に応じてできるというふうで改善はされましたが、ただ問題は、例えば下の表で見ていただきたいんですが、給与収入で、3人世帯の場合、223万が266万円だとか、年金収入では234万円が274万円になるというふうに書かれておりますが、これはどなたか1人がこういう収入で家族が基本的に生活をしておるという前提、ないしはほかの人に収入があっても、例えば年金の場合だと120万円以下は所得にカウントしないとか、それから給料の場合は65万以下については所得にカウントしないとか、そういう仕組みがありますので、これは要するにかさ上げした最低の基準でありまして、実際には一番上の給与収入で3人世帯の場合につきましては、年金が夫婦がそれぞれ120万ずつもらっており、片一方が65万、あるいはもう1人の人が65万以下の給料であれば305万円、実際にはこの収入よりも多いところまで、計算上ですが行くという幅がありますよね。

それとあわせて、よくなったといいますが、実際に単身でいうと、この基準でいきますと年金では153万円、それから給料だと98万円の場合が7割軽減が受けられるということですが、98万円で単身でアパートで暮らしておれば、これはもう生活保護以下ですからね。もう何をか言わんやですが、ただ今言ったような収入と所得の違いから、そういう幅があるということですね。

だから、そういう意味でいうと、無条件に減額や免除をしなきゃいかんということでもないわけですが、実際に生活していく上では、この限度だけでは生活できない人がいっぱいあります。ここに市の独自減免制度をきちんと活用して、そして実際の所得が一定基準を下回る人たちを救済するというのは市の独自の減免制度ですが、これがほとんど機能していない。いただくほうは、もう本当に相当乾いたタオルを絞るようないただき方をしておるけれども、本来軽減を受けられる人たちがきちんと事柄も理解され、あるいは市の窓口の相談や、そういうのもなかなか職員の皆さんが忙しくて対応できないとか、いろんなことがあります、実際には私から見るとかなり実行されればいい制度だという軽減措置があるし、今回のこういう軽減措置が行われて今言ったようなことがされてくれば、ぎりぎりの人たちについてはかなり安心できるものにすることもできると思うんですが、なかなか制度はあっても利用できないというこの辺も解消する努力は、今後市がどういう方向でお考えいただいておりますか、少し立ち入って御説明いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高君） 平野保険年金課長。



○保険年金課長（平野宗治君） 議員御指摘のことについて、お答えさせていただきます。

議員の言われることも、こちらは十分理解しているわけであります。

5月のときなんですけれども、実際にそういうことも含めて、今保険証を持っていない方に対して、全部ではございませんがお伺いをしたんですけれども、そのときについても留守でしたと。その後につきましても、文書で全員の方、1件はちょっと返戻がありましてお出ししましたけれども、実質的にその方とのお話をする機会が持てない状況というのが実は現状でございます。

そういうことも踏まえて、いろんな形で今後対応していきたいなあと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 前からいろいろ議論して、せっかくいい制度をつくっても、決算書を見るとほとんど使われていないということは、やはり私はそういう一定の基準を決めても物すごい幅のある制度ですので、生活保護基準を下回るとか、今の軽減基準になる人たちが救済されないというのはあってはならないことだと思うんですね。

いただくほうではもうほとんど、現年分でいうと、額でいうと93%ぐらいですか、今ね。以前は95%ぐらいだったんですが、これだけあったって実際には93%ぐらいしかいただけないぐらい厳しい状況の中で、実は過年度分の滞納分や、それから今の額には入っておりませんが延滞金ですね。以前は、延滞金については現年分をたくさん持っている人がまとめて納めれば、ほとんど実際にはここで不問にするということがずうっと行われてきていたんですが、最近は年間2,000万円を超えてこの延滞金もいただくという仕組みになっていますよね。

もともと現年分が、以前95%、96%払われていたのが、九十二、三%しか払えんようになって、なおかつ滞納金額ばかりじゃなくて延滞金もいただくということになると、どんなに苛酷なことか。しかも、そこはやられても軽減の具体的な相談というか調査は事実上行われないということでは、私はやっぱり税の公平、それから最低生活の保障という市のあれからいったって、やはりここはぜひ経験のあるOB職員なんかを訪問員として活躍していただくとか、いろんな方法で、全部一度にはできませんが、市がそうやって実際に手をつけて相談をすれば、全ての人は救済されるということが人づてに伝えられるような仕組みができれば、私はそれ以外にこの問題、なかなか広報で、インターネットでどんだけ出したって、こんな複雑なことは理解できる人ってそういないんですね。

だからそこはぜひ弥富市の大きな課題として、特にトップの方に、とりわけ市長なんかきちんとして、以前も障がいのある人たちに対するニーズはやっぱり訪問していかなきゃいけないということをお場でも御答弁いただいたことがあります。こういう状態がずうっと未解決というのはやっぱりいいことではないと思いますので、その負担能力に応じて出して

ただくということが出来る仕組みを実際に生かす手だてを本気で取り組んでいただきたいと思います。と思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 税に対して、公平性ということにつきましては、国保税のみならず全ての税に対してそういうことが言えると思います。

しかしながら、国保税については所得の低い方が多く加入していただいているということは、これはもう事実でございますので、いろんな事情がおりになるということは十分私たちとしても考えられるところでございます。

そういったことに対する減免制度であるとか、あるいは国保税をお願いする上においてどのような措置をしていくかということについては課題としてずっと持っているわけでございますけれども、またいろいろと個々の問題については担当のところよく詰めまして、基本的な方向性を見出していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、減免制度等につきましては副市長のほうからも答弁をさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） ちょっと今お話しいただいている5割、2割、7割、これは法定税条例、これは自動的に行われるものですから、そこの方がどうのこうのということではない、我々の裁量の範囲でないと思っております。

それで、前に、実際に賦課した後に直近3カ月の云々というのがありましたですね。それについてはちょっと考慮しなきゃいけないなと思っております。

それについての説明をさせていただきますと、従来、市民税とか国保税、介護保険料の減免判断基準につきましては、一番最初ですね。これは世帯の3カ月間の平均収入額が生活保護の保護開始時、これを基準として、働いてみえる状態ですね。当然課税されているから働いていると考えたときに、収入充当額が保護基準の基準に基づいて算出した最低生活基準の100分の110以下ということで当初はやっておりました。それと、かつ生活費に処分できる財産がないものとしてスタートしておりましたが、実際に保護開始時と、それから保護受給中につきましては認定される収入充当額に差が生ずるということで、現実的ではないということで、おとし24年10月から減免の対象を保護受給中の認定収入充当額をもとにして最低生活費の100分の110以下であるということにして、預貯金あるいは現金については最低生活費の6カ月の手持ち金を認めるということにさせていただきました。

実際、去年の8月に生活保護制度が見直されまして、保護受給中の認定収入額の決定に当たった収入額から差し引きます基礎控除額、これは従来2万7,220円で頭打ちであったものが見直しをされました。

ところが、特別控除というのは廃止をされてしまいましたので、この特別控除といいますのは言ってみれば勤労収入金額の10%を控除しておりますので、就労への後押しをする制度であったというふうにも考えられたと思います。それにかわります制度がことしの7月からスタートする就労自立給付金制度であるというふうにも思っております。

ところが実際には、生活保護を受けてみえない方につきましては、この特別控除が廃止されたことにより、実際の収入金額が同じでありましても認定収入額がふえることになってしまいますので、従来、最低生活費の100分の110以下であった世帯であってもこれについては100分の110を超えることがあり得るということで、減免の対象から外れてしまうということが起きてまいりますので、こうしたことを解消するために私どもとしては特別控除が引き続きあるものとして、勤労収入の10%を引くという計算をして認定収入額を算定したいと思っております。

こういったことで、最低生活費の100分の110以下を対象にするように検討させていただきます。できればスタートさせたいと思っております。

あと、質問にはございませんけれども、小学生、中学生の就学援助につきましては、従来の生活保護基準額を使っておりますので、特に変更を要しないと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今お手元に配付させていただきました新聞の下段のほうに、「就学援助縮小回避」という記事が、これは10日の中日新聞のコピーであります。

「文部科学省は9日、全市町村を対象に、児童・生徒への就学援助の実施状況を調べた結果を公表した。昨年8月に生活保護基準が厳格化され、連動して就学援助の認定基準も厳しくなることが懸念されていたが、1,768市区町村のうち96%に当たる1,697自治体は基準を維持していた」。

要するに、今回の生活保護基準が改定されたときに、この制度に基づいてされているいろんな制度に連動させないようにということを国会で、文科省のほうも、それから厚労省のほうも答弁をしております、文科省のほうは市町村にそういう要請を出しているというふうに言われていますね。

今、副市長のお話だと、要するに保護基準の1.何倍というふうにしておるもので、うちはそれでやりましたというんですが、違いますか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 倍率は変えませんが、従来の保護基準額で算定していますので、それが現在、その保護基準額が下がってきましたよね、1人。下がったけど、就学援助については従来のを使っているということで、変わらないという意味です。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 前に那須議員がそういう質問をしたときに、市側のほうから、いや基準が変われば倍率は変わりませんという説明がちょっとされておりまして、気になっておりましたし、こういう記事があったものですからきょうお尋ねしたら、さっきのほうで国民健康保険なんかの軽減のほうも従来のそういう考え方ということですので、安心をしたわけですが、それでよろしいわけですね。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） これは那須さんが質問されたんですかね。

あのときは、特別控除がなくなってしまったということで、ちょっと我々は知らされていなかったものですから、申しわけありません。

就学援助につきましては確認をしております、保護基準額については従来のを使うということでもありますから、それぞれ御迷惑をおかけすることはないと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 本当に国民の暮らし、とりわけ子育て世代の暮らしは非常に、例えば年少控除が子供手当の導入によって廃止をされたり、いろんなことが起こっておりますし、また正規職員であってもブラック企業だとか言われるようなところで、本当に子供の寝顔しか見れないような働き方をしているというような中でございまして、ぜひ暮らしを守る制度については後退させないように強く要請いたしまして、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方はありますか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案5件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時14分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 横 井 昌 明

